



information
市税等収納向上

令和7年度分の税金は今月中に納めましょう

問合せ
納税係 ☎32-2219

4月からは令和8年度が始まり、新しく税金が課税されますので、令和7年度分の税金がまだ未納の方は今月中に納めましょう。

税務課では日々、税金の徴収を行なっています。口座振替やコンビニ納付、二次元コードでの納付など納付方法が増えてきており、金融機関などに足を運ばなくてもお支払いができるようになってきています。しかし、未だに一部の方には納付をしていただけていない状況となっています。そこで

税務課では滞納者に対して預金や給与、不動産を中心に滞納処分を行なっています。大切な車なども差し押さえの対象となります。財産が見当たらない場合は、家の中を捜索することになります。何らかの理由で納付が難しい場合は税務課納税係まで連絡・相談ください。何も連絡や相談がない場合は滞納処分を行ないます。

また、軽自動車税の賦課期日が4月1日(水)となっていますので、手続きはお早めに。

保育料の納付は忘れずに！

問合せ
子ども未来・医療給付係 ☎32-2216

保育所は、保護者負担の保育料と、国や道、市の負担金(保育所を利用していない方を含めた市民の税金も含む)で運営されています。

保育料の納め忘れで貴重な財源が不足すると、保育所の「健全な運営」と「よりよい保育サービスの提供」に支障をきたします。

納め忘れや少しなら遅れてもいいという気持ちであると、一度に納められない金額になってしまい、入所されているお子さんに少なからず影響が出ることも想定されます。保育料は必ず納期限までに納付していただきますようお願いします。

なお、口座振替のお申し込みも、一部の金融機関で行なっています。詳細はお問い合わせください。

保育料の滞納整理

滞納があれば、督促、催告を行ない、勤務先や銀行、生命保険会社などに調査をし、最終的には差し押さえ(滞納処分)を行ない、滞納を解消します。

滞納処分にも種類があり、職場に対して通知する場合や、住居の捜索など多様な処分方法があります。また、なにか納付できない特別な事情(第三者から見ても明らかな事情)により、納付できない場合は子ども未来・医療給付係までご連絡ください。

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく！

問合せ
札幌道税事務所自動車税部 ☎011-746-1190

こんなときは運輸支局で手続きが必要です！

●住所が変わったとき(変更登録)

引っ越しや結婚などで氏名・住所・使用の本拠の位置などが変わった場合には、手続きが必要になります。

●自動車を売買したとき(移転登録)

自動車の名義を変更する場合に手続きが必要になります。税金・保険などのトラブルの元になりますので、手続きはお早めに。

●自動車を使わなくなったとき(抹消登録)

登録を受けている自動車の使用を一時中止する場合、解体した場合、または自動車を輸出する場合に手続きが必要になります。

※令和8年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

変更登録が間に合わないときは…

道税ホームページ内の「自動車税種別割住所変更手続き」画面にて、納税通知書の送付先変更を行なってください。

お手続きには「車検証」または「納税通知書」で確認できる自動車の登録番号(ナンバープレート番号)および車台番号(下4桁)が必要です。



農業委員を募集します

令和8年7月20日(祝)に改選される赤平市農業委員会委員について、地域の農業者や農業団体からの推薦および一般の募集を行ないます。

農業委員は応募のあった方の中から市長が議会の同意を得て任命されます。

業務内容

- ▽農地法などの権限事務についての審議および決定
- ▽農地などの利用の最適化の推進
- ▽法人化その他の農業経営の合理化に関する事務
- ▽農業に関する農業者からの相談の対応や農地に関する調査および情報の提供

推薦・応募の資格

- 赤平市に住所を有する方(特別な事由がある場合はこの限りでない)
 - 赤平市の執行機関の委員でない方
 - 赤平市の職員でない方(会計年度任用職員を除く)
 - 赤平市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団関係者でない方
- ※破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方は推薦および応募できません。

任期

令和8年7月20日から
令和11年7月19日まで

応募方法

応募書類に住民票の抄本を添付し必要事項を記載のうえ、赤平市農業委員会事務局へ直接持参するか、郵送などにより提出してください。

※様式につきましては、事務局にお問い合わせいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

推薦・応募期間

3月2日(月)～4月13日(月)17時
(郵送は当日消印有効)

問合せ・申込先

赤平市農業委員会事務局
☎32-1842
☎32-50333
✉nogyoinkai@city.akabira.hokkaido.jp
〒079-1192
赤平市泉町4丁目1番地



こんにちは 地域包括支援センター です!

高齢者のためのサービス利用の手引のご案内

「高齢者のためのサービス利用の手引」を更新いたしました。赤平市で利用できる介護・福祉サービスについて、よりわかりやすく確認できるよう見直しております。ぜひご活用ください。

問合せ 地域包括支援センター ☎32-0661

ホームページ
はこちらから



赤平市
高齢者のための
サービス利用の手引



知ってください 若年性認知症

認知症は、「もの忘れ」など認知機能障害を起こす病気の総称で、一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合は「若年性認知症」と呼んでいます。若年性認知症は働き盛りの世代で発症するため、本人や家族だけでなく、社会的な影響が大きくなりやすいのが特徴で、認知症のために仕事に支障が出たり、結果的に失職したりすることで、経済的に困難な状況に陥ることにつながりかねません。仕事でミスが多い、家事が下手になるなど、いつもと様子が違うことがあっても、これらの原因が認知症であるとは思いつかず、受診が遅れる場合があります。就労を続けたり、経済的な支援を受けたりするためには、早期受診・早期診断が重要となります。心配なことがありましたら、かかりつけ医や地域包括支援センターへご相談ください。

相談先

- 赤平市地域包括支援センター
☎32-0661
- 砂川市立病院若年性認知症支援
コーディネーター
☎54-2131
- 若年性認知症コールセンター
☎0800-100-2707